

ホッとだより

令和元年度
第5号
【1月発行】

要介護認定者の「障害者控除」をご存知ですか？

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法および地方税法上の「障害者」等に該当する場合、一定金額の所得控除（障害者控除）を受けることができます。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者については、身体の障害又は認知症の状態が一定の基準に該当すると市が認めた場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。この認定書の交付を受けた方は、確定申告や年末調整で障害者控除を受けることができます。

【対象者】

確定申告や年末調整の対象となる年の12月31日現在で次の要件の全てに該当する方

① 満65歳以上の方

② 要介護認定1～5の方

③ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

④ 所得税や住民税が課税されている方（本人又は扶養者）

※該当するか否かは要介護認定調査の資料をもとに市が判定します。要介護度のみで一律に判断するものではありません。

【問合せ】

市社会福祉課福祉担当

電話（23） 6111

内線2172・2173

市民後見人養成基礎講習会のご案内

成年後見制度は「認知症が進んだ親の判断能力が不安」「これまで同居していた家族が亡くなり、知的障がいのある人が一人になってしまった」「心の病が何年も長引いており日常

生活が不安」そのような判断能力が十分ではない高齢者や障害者に代わって介護サービスの契約や財産管理などを行い、その方が安心して地域で暮らせるよう支える制度です。

今回、その成年後見制度を支える市民後見人の養成講習会を実施します。



【日時・会場】

1日目 令和2年1月24日（金）

9時～16時45分

総合文化会館 第3講座室

2日目 令和2年1月31日（金）

9時～16時30分

市役所 大会議室

【対象】

2日とも参加できる方

【定員】 30名程度

【申込締切】

令和2年1月17日（金）

【問合せ】

地域包括支援センター

電話（23） 6111

内線2181

認知症サポーター養成教室のご案内

認知症サポーターとは、認知症について正しい知識を持って、認知症の方やその家族を見守り、支える応援者のことです。根室市では認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために認知症サポーター養成教室を実施しており「認知症の基本的な知識」「認知症の人の気持ち」などを学んでいただきます。



【日時・会場】

① 令和2年2月6日（木）

福祉会館 大会議室

② 令和2年2月10日（月）

総合文化会館 視聴覚室

③ 令和2年2月17日（月）

総合文化会館 視聴覚室

④ 令和2年2月20日（木）

福祉会館 大会議室

【時間】 13時30分～15時

【対象】 根室市にお住まいの方

【定員】 各30名程度

【申込締切】

令和2年1月31日（金）

【問合せ】

地域包括支援センター

電話（23） 6111

内線2181

除雪サービスのご案内

お子さん等が市内に居住していない等の事情により、除雪の労力の確保が困難な概ね65歳以上の一人暮らしや高齢夫婦世帯に対し、玄関から道路までの通路部分の除雪を行います。

【問合せ】

市高齢者包括支援担当

電話（23） 6111

内線2174



市ホームページでは
随時情報を更新中！
是非、ご覧下さい

